

無形民俗文化財映像記録の有効な保存・活用のための提言

—情報の共有と開かれた利用の実現に向けて—

俵 木 悟

はじめに —映像記録の有効な保存と活用のために—

無形の民俗文化財の保護にあたって、記録の作成は最も意義のある事業の一つである。文字通り形として残ることが無く、人々の生活の中で受け継がれる無形の民俗文化財は、社会の変化とともに変化するのが必然であって、それ以外の文化財のように「そのものをそのままの形で保存する」ことは困難であり、また対象の性格を考慮しても無理が生じる場合が多いということは、すでに民俗文化財が「民俗資料」として文化財の対象となった初期の頃から言われ続けてきたことである。周知の通り、昭和 29 年に民俗資料が文化財の範疇として確立するに際して、民俗資料の無形の部分については記録保存の措置を講ずべきものとして選択の対象とするという判断がなされ、それ以来現在に至るまで、無形の民俗文化財については記録作成が保護手法の主流となってきた^①。

記録作成の手法のなかでも、時間の経過とともに刻々と変化する身体の「わざ」という、無形の民俗文化財の重要な一部を成す、芸能、ものを作る技術、道具の使い方等の対象の性格を考慮した場合、視覚的な像を時間の進行に合わせて定着し、再生できるという映像記録の有効性はいうまでもなく大きなものである^②。とりわけ近年は、映像製作の技術水準の向上やコストの低廉化などもあり、映像記録は実地調査に基づく報告書作成等と並んで記録作成事業の主流を占めている。しかし無形の民俗文化財の映像記録作成事業の多くが、地方自治体を主体として実施され、実際の製作も様々な映像製作者に発注されるために、これまでその手法の検討やノウハウの蓄積、問題の共有化がなされる機会は限られていた。こうした状況をうけて、東京文化財研究所無形文化遺産部では、平成 14 年に「民俗芸能の映像記録作成」をテーマとして民俗芸能研究協議会（現在は無形民俗文化財研究協議会）を開催し、そこで提起された課題の克服を目指して、映像製作者・行政関係者・研究者の有志とともに「民俗芸能の映像記録作成」小協議会（現在は「無形の民俗文化財映像記録作成」小協議会）を平成 15 年より継続してきた。

この協議を通して得られた、より良い記録作成事業を実現するうえで必要となる基本的な共通認識に基づき、筆者はさきに映像記録作成の企画・準備・撮影・編集などについての提言を寄稿したが〔俵木

印刷中]、本稿では、記録作成の実際の手続き的側面と並んで重要な、作成された記録の保存と活用についての提言を行ってみたい。もちろん、記録が作成された後の活用という側面については、われわれ東京文化財研究所が果たすことのできる役割は多く、またその期待が高いことも強く感じている。したがって本稿は、この分野において我々が貢献できることを見定め、今後の活動の指針とするという意味も合わせ持っている。

1. 保存・管理・活用の意識を高める

映像記録作成事業を、記録を作成し、関係者・機関に配布したことで完結するものと考えてはならない。たとえば現在、国の文化財保護施策において映像等製作事業は、「無形民俗文化財活用事業」として位置付けられているように、記録作成の意義は、適切な保存と有効な活用がなされてこそ認められるものである。近年はこの種の映像記録についての評価システムの必要性が言われるようになってきているが、その場合、活用実績は評価のための重要な指標となるだろう。

記録の保存・活用の基本は「制作目的にあった保存・活用」である。すでにこの協議の成果として各所で述べてきたように、映像記録作成事業の企画段階において最も大切なことは、何のために記録を作成するのかという目的を明確にしておくことである。つまり、記録がどのように活用されるのかは目的に添ってあらかじめ想定されているものであり、活用についての展望のないまま作成された映像記録は、結果的にも「使えない」ものになる可能性が高い。我々は無形の民俗文化財の映像記録作成の目的を、記録保存用・伝承用・普及啓発用の大きく三つに分けて考えている。もちろん、これらの目的は相互に重なる部分があり、必ずしも常に一つの目的に基づいて制作が行われるとは限らないが、限られた時間や予算のなかで、より良い映像記録を作成するために、少なくとも制作の主目的がどこにあるのかは意識されているべきであろう。当然のことながらそのように制作された記録の活用法は、その目的に添ったものがまず考えられる。前述の三つの目的によって活用例を考えれば次のようなものが思い当たる。

○ 記録保存用

研究者・伝承者・愛好家への貸出、市町村史の映像編、文化財調査報告書の映像資料編、博物館・図書館等に収蔵される学術資料など。

○ 伝承用

伝承者への提供（稽古での利用）、伝承施設での利用、総合学習の時間における体験学習の教材、民舞グループ・サークルへの貸出、将来的には伝承復活の資料など。

○ 普及啓発用

文化財紹介・観光 PR 等の広報ビデオ、生涯学習・総合学習の教材、博物館・資料館での映像展示資料、インターネット上での公開など。地域での上映会や巡回上映会の企画を行っている例もある。

もちろんこれらは現時点での典型的な活用例を列挙したに過ぎず、上記に無いような個性的な活用例がこれからも出てくることに期待する。地域における映像記録のユニークな活用事例については、今後、

東京文化財研究所無形文化遺産部としても、無形民俗文化財研究協議会等で紹介するなどして、全国に発信する手助けをしていきたいと考えている。

一方で、制作目的は必ずしも活用方法を限定するものではないことにも気をつけたい。たとえば民俗芸能の伝承用に作成された記録でも、舞い方という身体技法的側面に着目した学術研究などにとっても貴重な資料であると考えられるように、本来の目的以外にも有効に活用できる可能性は常にある。目的の明確化は重要だが、常に多面的な活用を視野に入れた保存・管理体制を考える必要がある。

2. 保存・管理・活用のために必要なこと

では記録の保存・活用のために必要なことは何かと考えると、二つの原則が浮かび上がる。一つは当然ながら、記録そのものの可能な限りの永続的な保存である。そしてもう一つは、幅広い活用のための記録へのアクセシビリティの確保である。この二点は互いに相いれない性格のものと思われるかもしれないが、両者を実現するために共通して求められることも多い。そもそも記録の保存とは、単純にモノとしてのテープやフィルムを保存するというのではなく、「記録」として後の時代に利用できる価値あるものとして引き継ぐことでなければ意味がない。現在において記録の活用のために必要とされる対応は、後にそれが利用される際にも有効であることは言うまでもない。以下にそのために必要と考えられることを挙げてみる。

○ 作品についての情報のデータ化及び情報管理

作品についての基礎情報を完成と同時に台帳等にまとめ、保管しておくこと。後に述べるアーカイブ化のための基礎作業ともなる。少なくとも、以下のような情報は必要と考えられる。作品名、内容（概要を文章で説明したもの）、記録形式（フォーマット）、収録時間、出演団体（保存会名等）、撮影日、発注者（事業主体・発行元）、受注者（製作担当業者）、製作年月、収録先、視聴可能場所、問い合わせ先等。こうした情報は、製作から間が空くほど確認が困難になるので、作品の完成後すぐに必要情報をデータ化したい。

○ 視聴しやすいフォーマットの用意

一般に最も再生環境が整っているフォーマットで視聴用を作成しておく。現在であれば DVD が最適。ただし、一度視聴用を作成してもマスターはできる限り良い状態で保存しておく（次世代フォーマットへの対応にも必要）。視聴用は作品完成時に製作するだけでなく、時々の主要フォーマットに合わせて媒体転換することも必要である。

○ 適切な機関への配布・收藏

作品のマスターは保存に適したところに、視聴用は広範な利用が期待できるところに收藏する（次項参照）。

○ 收藏場所・利用条件等の把握と引き継ぎ

記録の所在がいつでも明確であるように、また利用のリクエストにいつでも応えられるように、收藏場所や利用条件は正しく把握するだけでなく、担当者が変わっても引き継ぎを怠らな

い。必要情報を記載した映像記録台帳を文化財台帳と合わせて管理するなどの工夫をしたい。また、とくにアクセシビリティを確保し、活用の幅を広げるといふ点では、以下のことも重要である。

○ 関係者・関係機関への周知

行政関係機関だけではなく、学会、博物館、研究機関等への周知が必要。もちろん、地元の広報誌や役場・教育委員会等を窓口として地域住民への周知も大切である⁶⁾。

○ 柔軟な相互利用への対応

縦割りの保存・管理の意識では活用に制約が多い。近隣自治体間や教育・研究機関等との関係によって利用の幅を広げる。同種の民俗伝承を持つ地域間で相互共有するなど効果的である。

3. アーカイブの必要性

記録の保存と利用のためのアクセシビリティの確保という両面の便宜を考慮しても、今後の最大の課題は、こうした映像記録のアーカイブの整備だろう。現状では無形の民俗文化財の映像記録の全国的なアーカイブは存在しない。もちろんその需要・必要性は誰もが疑わないであろうが、すでに多くの事業が実施され、過去の記録の蓄積も相当あるなかで、新にアーカイブを立ち上げるのは膨大なコストと労力がともなう。将来的には文化庁が進めている「文化遺産オンライン」などと連携するかたちで実現されるのが望ましいが、さしあたり実現可能な対応を考えなければならない。

実際に作成された記録を一ヶ所に収蔵して保存・管理するのは、収蔵場所の確保という点からも困難である。そこで提案したいのが分散型アーカイブの実現である。作品そのものは各自治体をはじめとする事業主体や関連機関の責任の下に管理し、作品の情報や収蔵場所、利用条件等をデータベース化して共有し、利用のリクエストに応えられるような体制を整えるという方法である。全国の図書館ではオンライン検索と地域図書館を通じての相互貸借のシステム化を進めている。同様のシステムを無形の民俗文化財の映像記録についても実現できないだろうか。その際には、情報を集積し、検索のための窓口となるポータル機能を、どこが、どのように担うかという問題がある。東京文化財研究所無形文化遺産部では現在、その役割を担うことを目指し、関連機関との連携も視野に入れ検討を始めている。

なお、データベースによる検索システムを提供するにあたっては、作品を検索抽出するためのメタデータの取り扱いが重要な検討課題となるだろう。デジタル化された文字資料の場合には、自然言語処理による全文検索や、自動でのインデックス付けが実用的な段階に入っているが、映像資料の場合には、作品そのものの基礎情報と合わせて、内容を適確に反映した文字によるインデックス検索に現時点では頼らざるを得ない。検索システムの有用性は、このメタデータの精度に大いに依存することになる。しかし無形の民俗文化財のように、その性格も多様であり、かつ地域的な特色を重視するコンテンツを扱うには、集権的な一機関でこのようなインデックス化の作業をやり遂げるのは困難である。システムの運用面は集中的に管理されとしても、内容の充実と有用性の実現のためには、多くの関連機関や個人の協力が不可欠である。データのアップデートも含めて、従来の目録作成の常識にとらわれず、多く

の人々の協力のもとに、常に更新され増殖し続けるようなデータベースとして実現されるべきであろうと個人的には考えている。

なお、映像記録の当面の有効活用を考えると、やはり最もふさわしいのは地域の博物館および図書館への収蔵である。博物館への収蔵は、保存に適しており、博物館独自の取り組みによる多面的かつ専門的な活用が期待できる。しかし現状では、博物館の収蔵品のデータベース公開は十分ではなく、収蔵しているということ自体が知られにくいという問題がある。一方図書館は、博物館と比較しても圧倒的に視聴のためのアクセシビリティが高い。都道府県立レベルの図書館では、ほとんどが視聴覚施設を持っている。OPACシステムの公開データベースを用意しており、遠方からでも検索・視聴申し込みが可能である場合もある。前述の通り、図書館間での相互貸借のシステムも整備されてきている。現状では、保存のためには地域の博物館や資料館に、活用のためには図書館にというのが最も有効な収蔵先だろう。

応急的ではあるが、現存する全国規模のデータベースへの登録という点で最も効果的なのは、国立国会図書館であろう。国立国会図書館には音楽・映像資料室があり、映像資料の受け入れも行っている。検索システムはオンライン公開もされており、新しいものから随時登録が行われている。音楽・映像資料室に実際に出向けば、それ以前の登録のものも検索でき、その場で視聴も可能である。たとえ誰もが国立国会図書館にでかけられなくとも、このデータベースを検索することで、全国で作成された記録について、少なくとも作品の存在を知ることができるという点で大いに有効である⁽⁴⁾。

4. 著作権・著作隣接権への配慮

近年、記録の活用を考えるに際してとくに配慮しなければならないのが著作権の問題である。インターネットをはじめとする新たなメディアの広まりにともなって、これらの権利をめぐる状況は複雑になっている。またビデオによる製作の普及、そのデジタル化により、複製や二次的著作物の作成などが容易となり、これまで以上に高い意識が求められるようになってきている⁽⁵⁾。

ただし、これらの権利への対応については個別の事情によって様々であり、一概にどうすべきかを述べられるものではない。なにより、映像記録の活用の際に問題となると思われる複製権・上映権・公衆送信権・公の伝達権・譲渡権・貸与権・頒布権等は、権利の譲渡が可能な財産権的な著作権であり、誰がそれを行使する権利をもち、またどのような条件で利用できるのかといったことは、すべて当事者間の契約の内容如何によるのである。とくに映像記録作成の場合、その大半が企画を立てたものが発注者となり、製作者が受注者となって制作される。この場合、本来的に著作権が帰属するのは実際に記録を製作した受注者側であるが、制作目的に合った活用を実現するためにはある程度発注者側で利用に関する権利を行使する必要がある。そのために発注者と受注者のあいだで契約が取り交わされる。この契約の内容によって利用の範囲や程度は変わってくる。

したがってここで助言できることは、発注者と受注者が十分な協議のもとで、二次的著作物の創作・利用や、インターネットのような従来とは異なるかたちでの公衆送信までもも想定した著作権の帰属について、双方が納得できる契約をすること、それを契約書という後に確認できるかたちで残しておく

いうことである。財産権的著作権については、著作権者が独占的に利用する権利があるという誤解があるかもしれない。実際は、この場合の著作権とは著作権者以外の者が無断で利用することを止めることができる権利である。言い換えれば、著作権者の許諾を得れば、あるいは著作権者が定める条件に従えば、他の者であっても利用することはできるのである。これを念頭において、発注者・受注者双方が協力して、記録が広く利用されることの意義を認識し、積極的な公開がなされることが望ましい⁶⁾。なお、財産権的な著作権の譲渡を受けた場合でも、公表権・氏名表示権・同一性保持権といった著作者人格権は実際にそれを製作した著作者に帰属する。著作者の許諾無しに作品の内容に変更を加えたり、著作者名を変更したりはできない。

著作権についてはさらに、著作隣接権の問題がある。著作隣接権は主に、著作物を伝達する者もつ権利であるが、そのうちとくに気をつけたいのが実演家の権利である。無形の民俗文化財に関することでは、民俗芸能等の実演者にもこの実演家の権利があると考えられている⁷⁾。したがって、伝承者の了解を十分に得ないで記録を作成することは、実演家の権利である録音・録画権を犯すことになる場合がある。

これまで述べてきたことから、著作権の問題もその根底には、発注者（自治体）・受注者（映像製作業者）・撮影対象（地元の伝承者）の三者間の意思の疎通と信頼関係があるということが理解されるだろう。

5. 将来に開かれた管理のために

無形の民俗文化財は時代とともに変化するものであって、映像記録としても、二度と同じものを作成することはできない。対象が本来的に絶えず変化するものであるからこそ、その記録はいっそうの価値を有するのである。現在制作されている数々の記録も、後の時代に我々が想像もしなかったかたちで脚光をあびる可能性があるかもしれない。

映像記録そのものは、特定の目的に添って企画され、制作されるものである。しかし将来それを別の用途で利用することも考えられるし、別の者が記録に新たな価値を見いだして利用したいと考えるかもしれない。そうした当初の用途以外での利用を二次利用という。記録がデジタル化され、情報発信の形態が多様化したことで、二次利用の可能性は格段に広がった。また、現在のマスメディアのコンテンツ競争のなか、文化財記録映像についても放送や配信の需要が高まる可能性もある。すでに多くの財産権的著作権は契約の内容に利用の範囲や程度が依存することを述べたが、二次利用にあたってこの点に注意したい。たとえば現状では、上映と放送はそれぞれに権利があり、契約内容によっては「上映はできるが放送はできない」という可能性もある。この場合、放送の必要があれば、あらためて著作者と話し合い契約を結ぶ必要がある。とくにインターネットのような自動公衆送信について著作権法が規定したのは1986年のことであり、それ以前に作成した記録をネット配信する場合などは、あらためて著作者との契約を確認する必要がある。発注者の立場からは逆のケースも考えられ、自分たちが上映権を譲渡されている記録について、別の団体から上映の許諾を申請される場合もある。その場合、どのような

条件を設けて利用を許可するのか、一定の内規をあらかじめ定めておくことも考えられる。また、放送の場合は、作品自体の著作権とは別に、放送を行えば放送した者に著作隣接権が生じる。自分たちが管理する記録についてどのような権利を認められているのか、常に正しく把握している必要がある。

なお、もともとなる作品を加工・再編集する場合は二次利用とは言わず二次的著作物の創作となる。その場合は、たとえ財産権的著作権の譲渡を受けている場合でも、原作者である著作者の許諾が必要である。

さらに将来的な利用を考えた場合、作品には使用されなかったシーンを含む未編集素材（ラッシュフィルム）の管理について考えなければならない。学術的な観点からは、未編集素材といえども、ある時点での民俗事象の姿を捉えた貴重な資料であり、できるだけ後の利用に開かれたかたちで管理されるのが望ましいことは言うまでもない。一方で、撮影の段階でやむなく映ってしまった不適切な映像や、いわゆる単純な NG カットなども含まれており、製作者の立場では全てを無条件で提供するのは快いことではないだろう。さらに、未編集素材のすべてを記録対象である伝承者が確認していることは稀で、未編集素材から二次的著作物を創作する場合、あらためて内容について伝承者に確認をとらなければならないということもでてくるだろう。

未編集素材の記録としての価値はきわめて高く、将来にわたってこれを有効に活用できる状態で保管することは重要である。一例を挙げれば、内田純子が論じている国立歴史民俗博物館における民俗研究映像の場合は、原則として未編集の素材は歴博に収蔵し、再分析可能な資料として研究に供されるものになるという〔内田 2003〕。こうした素材映像はデジタル化され、従来のような一連のストーリーに沿って構成された作品と異なり、全てのシーンがフラットな性質を持つものとしてサーバに蓄積され、必要に応じてシーン毎に呼び出して再生できるシステムを試験的に構築しているという〔朝岡 2003〕。もちろんこうしたシステムを地方自治体が自力で構築・運用するというのは非現実的であるし^⑧、そもそも文化財としての映像記録とは目的が異なるものではあるが、未編集素材にはこのような活用の可能性があるということ認識して、将来に開かれた保存・管理を行うことが望ましい。未編集素材の物理的な保存を考えた場合、現実的には、ある程度専門的なノウハウのある部門の力を借りる必要も生じるだろうが、発注者側では、上述のような諸権利に配慮したうえで将来の活用に備え、保管場所や利用条件を正しく把握しておく必要がある。

おわりに —さらなる事業の充実のために—

本稿では主として、無形の民俗文化財の映像記録の保存と活用を充実させるための基本的な提言を行ってきた。しかし同時に考えなければならないのは、筆者自身もその一人であるが、記録を利用するユーザーの果たす役割についてである。そのためには今後、こうした記録がどれだけ・どのように活用されているのかという実態を把握することが必要となる。さらに活用の実態をふまえて、どのような映像記録が必要とされているのかという需要をすくい上げる機構を作り上げていくことが求められるだろう。本稿内でたびたび述べた作品評価システムの構築というのは、その一つの可能性を指している。学

術的・専門的な見地からはもちろん、一般利用者のあいだでも、作品のもつ有用性や意義について開かれた議論がなされることによって、次の事業・別の事業への反省が蓄積されていく。なされた事業に対する検証は、事業実施そのものが自己目的化されることなく、その成果をさらなる発展に繋げるための基礎となるものである。

またそのためには、第三者的な立場で記録作成事業を検証するような「映像記録作成事業のエスノグラフィ」的な研究や報告があっても良いと個人的には考えている。発注者・受注者という狭義の事業当事者のあいだの問題に終始する限りは、現実の条件面での制約を打破することは困難である。映像記録作成事業にまつわる常識をより高い水準に引き上げるためには、その常識を相対化するような視点からのフィードバックがぜひとも必要である。本稿のもとになった協議に代表されるように、近年ようやく、発注者と受注者双方の立場からの対話がなされるようになってきている。そこに是非、ユーザーの視点からの意見ももたらされることを期待する。それこそが本当の意味で、無形の民俗文化財の映像記録作成という事業の成熟を促すことになるはずである。

《注》

- (1) 大島暁雄によれば、この無形の民俗文化財（無形の民俗資料）の性格に対する認識は現在も引き継がれているという。したがって大島は「現在でも無形の民俗文化財の保護は、「記録保存」による手法が行政的施策の中心にあると考えるべきである」と述べている〔大島 2006: 48〕。
- (2) 本稿では単に「映像」という場合、実写動画像であるフィルムやビデオの記録を主に念頭に置いている。ただしここで言うような記録は、過渡的な手法としての連続写真等のように静止画像でも可能である。
- (3) 民俗文化財の映像記録の活用の理想的なあり方の一つとして、地域における当該民俗事象の伝承のリソースとして利用されるということが考えられる。「伝承用」あるいは「後継者育成用」として製作されたものはもちろん、それ以外の記録についても、地域の人々が、自分たちが伝え、体現する無形の民俗文化について新たな発見をし、それをもとに現在の伝承を維持あるいは活性化するために利用されるのであれば、映像記録作成事業の意義はいっそう高まろう。残念ながら現状では、民俗文化財の映像記録は現地の人々に十分に利用されていないような印象を受ける。その一方では、映像記録が聖典視され、地域の人々の自由な伝承活動を妨げるものになるという懸念もある。地域において映像記録がもっと身近に利用されるような体制を整えることを前提として、そのうえで、地域における映像記録の利用の実態と、その伝承への影響を検証するような調査研究がなされる必要があると考える。
- (4) 国立国会図書館への寄贈は、国立国会図書館国内資料係へ。資料の検索は国立国会図書館蔵書検索・申込システム (<http://opac.ndl.go.jp/>) で可能である。筆者が確認した 2005 年 11 月時点では、2002 年 10 月以降に収蔵した映像資料については、このシステムによって検索が可能とのことである。
- (5) 著作権の詳細については、文化庁の著作権ウェブサイト (<http://www.bunka.go.jp/> の「著作権～新たな文化のパスワード」のサイトへ) にある「著作権テキスト (PDF 版)」等を参照されたい。また、社団法人著作権情報センターは、ウェブサイト (<http://www.cric.or.jp/>) において「著作権 Q&A」を公開している（「こんなときあなたは？ 著作権 Q&A (市町村のしごとと著作権)」等のコーナーはとくに参考になろう）ほか、個別事例についての相談にも応じてくれるとのことである。また、東京文化財研究所芸能部の第四回民俗芸能研究協議会では、文化庁長官官房著作権課の兼定孝氏による「記録の活用にあたっての著作権の問題」という報告が行われている〔東京文化財研究所芸能部 2002〕。
- (6) 著作権制度で定める「私的使用」は著作権の効力が及ぶ「利用」には含まれない。また、「非営利・無料」の場合、上映や貸与は例外的な無断利用として認められている。ただし、それぞれ条件があるので、前述「著作権テキスト」等を確認のこと。

- (7) 第四回民俗芸能研究協議会における兼定孝氏の報告では、民俗芸能の場合でも、著作隣接権としての実演家の権利が認められるとの見解が示されている〔東京文化財研究所芸能部 2002〕。
- (8) 静止画像の分野では、地方自治体レベルでも同種のシステムの構築を試みている例はある〔cf. 吉留 2003〕。

《謝辞》

本稿は、東京文化財研究所無形文化遺産部（旧芸能部）で行ってきた「無形の民俗文化財映像記録作成小協議会」における議論をもとにしたものであり、その内容をまとめるにあたっては、第八回民俗芸能研究協議会「無形民俗文化財の映像記録作成」において行われた発表内容を大いに参考にしている〔東京文化財研究所芸能部 2006〕。発表者各位はもちろん、協議に参加していただいたすべての方々に感謝する。

《参考文献》

- 朝岡康二 2003 「歴史・民俗の研究と映像—語りえないものの資料化の試み—」 『歴博』 119
- 内田順子 2003 「『民俗研究映像』の現状と課題」 『国立歴史民俗博物館研究報告』 108
- 大島暁雄 2006 「無形の民俗文化財の保護について—特に、昭和五〇年文化財保護法改正を巡って—」 『國學院雑誌』 107-3
- 東京文化財研究所芸能部編 2002 『第四回民俗芸能研究協議会報告書—民俗芸能の記録作成の方法と活用について—』 東京文化財研究所芸能部
- 東京文化財研究所芸能部編 2003 『第五回民俗芸能研究協議会報告書—民俗芸能の映像記録作成—』 東京文化財研究所芸能部
- 東京文化財研究所芸能部編 2006 『第八回民俗芸能研究協議会報告書—無形民俗文化財の映像記録作成—』 東京文化財研究所芸能部
- 俵木悟 印刷中 「無形の民俗文化財の映像記録作成への提言」 『民俗文化財の諸問題』 岩田書院
- 吉留徹 2003 「民俗資料の映像化とデジタル・アーカイブの課題—豊北町歴史民俗資料館民俗資料データ・ベースの事例を通して—」 『民具マンスリー』 36-8

[Summary]

Proposal for the Preservation and Utilization of Visual Documents of Intangible Folk Cultural Properties:

Toward a Sharing of Information and the Actualization of Its Use

HYOKI Satoru

In 2002 the Department of Intangible Cultural Heritage of the National Research Institute for Cultural Properties, Tokyo held a conference on visual documentation of folk performing arts. In order to respond to issues presented at this conference, meetings of interested persons from visual documentation companies, administrators and researchers have been held since 2003 on visual documentation of intangible cultural properties. At these meetings such matters as the procedures for planning and preparing visual documentation of intangible folk cultural properties as administrative projects for their protection and the methods for filming and editing have been discussed. In addition, the question of preserving and utilizing visual documents has been discussed as an equally important issue.

Japan has had many experiences at visual documentation as part of her projects for the protection of intangible cultural properties. However, in order to utilize these visual documents effectively, it appears that a system for their preservation and management is indispensable. Moreover, interactive media including the Internet can provide foundation for effectively sharing information and expanding the potential for utilizing visual documents. At the same time, it is also true that a greater awareness for copyright protection is necessary. In this paper the author makes proposals for increasing awareness about the preservation and utilization of visual documents among local public bodies that would play a central role in the actual projects of documentation. The author also presents some concrete guidelines toward the realization of this aim. Finally, the author proposes a plan for creating a system for the sharing of information as a project of the Department of Intangible Cultural Heritage of the National Research Institute for Cultural Properties, Tokyo.

Research and Reports on Intangible Cultural Heritage
Number 1
2007

Publisher:

National Research Institute for Cultural Properties, Tokyo
13-43 Ueno Park, Taito-ku, Tokyo, 110-8713, Japan

無形文化遺産研究報告 第1号

平成19年3月25日印刷

平成19年3月30日発行

編 集 独立行政法人 文化財研究所
東京文化財研究所
『無形文化遺産研究報告』編集委員会

編集委員	無形文化遺産部 部長心得	宮田 繁 幸
	音声・映像記録研究室長	高 桑 いづみ
	無形文化財研究室長	鎌倉 恵 子
	成城大学講師	星野 紘
	法政大学能楽研究所	山中 玲子

発 行 独立行政法人 文化財研究所
東京文化財研究所
〒110-8713 東京都台東区上野公園13-43
電話 03 (3823) 2241

© 独立行政法人文化財研究所
東京文化財研究所 2007

National Research Institute for
Cultural Properties, Tokyo